

令和7年2月27日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範 殿

規制支援審議会
委員長 藤田 昇三

「原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

当審議会に諮問〔令 06 原機（原戦）001〕のあった事項「原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」について、審議結果を下記のとおり答申します。

記

安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が原子力安全・防災研究所の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターに対して十分に配賦され、それぞれで適切に執行されていること、今後も継続的に経営資源に関する情報を開示することで、前回の答申に対応していることを確認した。

受託事業の進め方に関するルールについては、教育テキストを用いて適切に関係者への教育がなされていることを確認した。なお、教育については、受託事業に直接、携わっている職員等だけでなく、関係する本部組織の職員や役員なども含め、その適切な対象範囲について検討していただきたい。

組織改正前まで、理事（部門長）が被規制施設を有する部門の長を兼務していたことに関し、センター長の権限を超える決裁状況については、決裁権限の変更が継続され、理事ではなく理事長の決裁がなされたことを確認した。また、組織改正後は、理事の決裁権限が所長に移ったことから、これまでの懸念が解消されたことを確認した。なお、組織改正後の理事長、理事、所長、センター長等の役職者の決裁に係る役割について整理するとともに、所長が被規制施設を有する組織を兼務しないための方策の検討状況に関して、次回の審議会で報告していただきたい。

受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、原子力安全・防災研究所が実施した自己点検結果を参考として審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。

実効性、中立性及び透明性の確保の考え方（案）については、使われている用語の定義を明確化するとともに、その内容の妥当性については引き続き議論していく必要がある。また、実効性、中立性及び透明性を確保するための方策を公開していくことについては、その検討状況を次回の審議会で報告していただきたい。

以上の確認をもって、原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保しつつ実効的に運営がなされていると判断されるが、本審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

以上